65歳以上の皆さんへ通知書をお送りします

今年度の介護保険料のお知らせ

問合せ　長寿いきがい課　☎89・2157
地域局市民福祉課　☎73・5500

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料額は、4月1日現在の世帯の課税状況や、本人の所得に応じて、上記の11段階のいずれかとなります。

介護保険は介護が必要な状態となったときに、安心してサービスを受けることができる社会保険制度ですので、ご理解をお願いします。

今年度の介護保険料段階表

段階	対象		保険料（年額）
1	世帯非課税	生活保護受給者や年金収入額などが80万円以下	24,480円 ※40,800円
2	世帯非課税	年金収入額などが120万円以下	40,800円 ※61,200円
3	世帯非課税	年金収入額などが120万円を超える	57,120円 ※61,200円
4	本人非課税	年金収入額などが80万円以下	65,300円
5	本人非課税	年金収入額などが80万円を超える	81,600円
6	本人課税	合計所得金額120万円未満	89,800円
7	本人課税	合計所得金額125万円未満	91,400円
8	本人課税	合計所得金額160万円未満	102,000円
9	本人課税	合計所得金額200万円未満	106,100円
10	本人課税	合計所得金額300万円未満	122,400円
11	本人課税	合計所得金額300万円以上	138,700円

※第1段階～第3段階における「※」の金額は、軽減前の金額です。

今年度の新たな軽減措置

第1～3段階の保険料を昨年度に軽減していましたが、今年度さらに軽減します。

- 第1段階
  - 昨 3万600円
  - 今 2万4480円
- 第2段階
  - 昨 5万1000円
  - 今 4万800円
- 第3段階
  - 昨 5万9160円
  - 今 5万7120円

昨……昨年度軽減後の額
今……今年度軽減後の額

通知書をご確認ください

介護保険料の額をお知らせする通知書を7月中旬にお送りします。

なお、年金・口座からの引き落としの方と納付書で納める方でお送りする通知書が異なります。19ページに見本を掲載していますので、ご確認ください。